



島根県報

平成16年11月30日 (水)

第 1 629 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (総 務 課) 1

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (") 2

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 3

保安林の指定の解除 (4 件) (森 林 整 備 課) 3

保安林予定森林 (3 件) (") 5

解除予定保安林 (") 7

電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道 路 維 持 課) 7

公 告

普通乗用自動車 (1 ボックスタイプ) ハイブリッド仕様車 2 台の購入に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 7

監査公表

平成15年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置 9

公布された条例等のあらまし

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第94号)

1 規則の概要

公文書の写しの作成に要する費用の額を改定することとした。(別表関係)

2 施行期日

平成16年12月1日から施行することとした。

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第95号)

1 規則の概要

公文書の写しの作成に要する費用の額を改定することとした。(別表関係)

2 施行期日

平成16年12月1日から施行することとした。

規 則

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第94号

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

島根県情報公開条例施行規則（平成13年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

公文書の種類		写しの種類	費用の額
文書、図画又は写真		乾式複写機により複写したもの	白黒 10円 カラー 50円 (1枚当たりA3判まで)
フィルム	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額
	写真フィルム	印画紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額
電磁的記録		用紙に印刷したものを乾式複写機により複写したもの	白黒 10円 カラー 50円 (1枚当たりA3判まで)
		録音カセットテープ(120分)に複写したもの	1巻 170円
		ビデオカセットテープ(VHS方式120分)に複写したもの	1巻 220円
		フロッピーディスク(3.5インチ2HD)に複写したもの	1枚 100円
		光ディスク(CD-R650メガバイト)に複写したもの	1枚 130円
		光磁気ディスク(230メガバイト)に複写したもの	1枚 320円

附 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第95号

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

公文書の種類		写しの種類	費用の額
文書、図画又は写真		乾式複写機により複写したもの	白黒 10円 カラー 50円 (1枚当たりA3判まで)
フィルム	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額
	写真フィルム	印画紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額
電磁的記録		用紙に印刷したものを乾式複写機により	白黒 10円

複写したもの	カラー (1 枚当たり A 3 判まで)	50円
録音カセットテープ (120分) に複写したもの	1 巻	170円
ビデオカセットテープ (V H S 方式120分) に複写したもの	1 巻	220円
フロッピーディスク (3.5インチ 2 H D) に複写したもの	1 枚	100円
光ディスク (C D - R 650メガバイト) に複写したもの	1 枚	130円
光磁気ディスク (230メガバイト) に複写したもの	1 枚	320円

附 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

告 示

島根県告示第1,156号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 アゼーリ	訪問介護	訪問介護ステーションもやいの家うのはな	益田市遠田町179番 2	平成16年11月18日

島根県告示第1,157号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
大田市山口町山口字奥原西平1404 - 30
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
大田市山口町山口字奥原西平1404 - 30
- (2) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

(3) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第1,158号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大國町字風越ヤサ田4326 - 3 から4326 - 6 まで、字三井ノコシ4332 - 2、字迫奥4333 - 5、字段山4335 - 2、字休場4347 - 5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第1,159号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

那賀郡金城町大字波佐口92 - 11、口103 - 105、口103 - 16

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第1,160号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

那賀郡金城町大字波佐口98 - 内2・口99 - 3・口106 - 3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、口99 - 2、口106 - 2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,161号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

平田市東福町字横手1473続2、1474 - 2、2069

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,162号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡旭町大字来尾575、578、580、609から612まで、612 - 1 から612 - 3 まで、613から615まで、619 - 1、619 - 2、620、621 - 1、621 - 2、622、623、815 - 1、818 - 1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡旭町大字来尾878 - 6、878 - 7

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡旭町大字市木7702、7705 - 1、7707

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,163号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡柿木村大字白谷328 - 5、六日市町大字蓼野1531 - 8、1531 - 9、1537続 1 から1537続 5 まで、1537 - 8、1537 - 10

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字白谷328 - 5、大字蓼野1537 - 8、1537 - 10

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,164号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
八束郡美保関町大字美保関1467 - 12
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
八束郡美保関町大字美保関1467 - 13
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

島根県告示第1,165号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年11月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	区 間	上り線又は 下り線の別	指 定 年月日
県 道	松江島根線	松江市学園二丁目211番地先から同579番地先まで	上り線	平成16年 11月30日
”	”	松江市菅田町字神庭145番1地先から同市西川津町字諸田987番24地先まで	下り線	”

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年11月30日

島根県警察本部長警視長 鎌 田 聡

- 1 入札の内容
 - (1) 入札の件名
普通乗用自動車（1ボックスタイプ）ハイブリッド仕様車 2台
 - (2) 物品の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限

平成17年2月17日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる、[5車両船舶類-(1)車両類]に登載されたものであること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690・8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(0852)26-0110 内線2235~2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年11月30日から平成16年12月9日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする)

- (3) 入札及び開札の日時、場所

入札日時 平成16年12月17日(金) 午後2時00分

入札場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

開 札 即時開札

- (4) 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成16年12月6日(月) 午前10時00分

場 所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、

当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により実施した平成15年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成16年11月30日

島根県監査委員 島 田 三 郎
 同 中 村 芳 信
 同 生 田 洋 一

平成15年度財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1. (財)島根県職員互助会（職員課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>(ア) 互助会の構成員について 「職員の互助会に関する条例」第 2 条に規定する職員のほかに共済組合及び互助会の職員が含まれているので、是正すること。</p> <p>(イ) 補助対象者について 「職員の互助会に関する条例」第 2 条に規定する職員以外の共済組合及び互助会の職員に対しても、補助金の対象になっているので見直すこと。</p> <p>イ 運営の合理化に関する意見</p> <p>(ア) 補助対象給付事業について 社会情勢の変化に伴い、リフレッシュ事業助成、宿泊施設利用助成、海外視察旅行助成事業等について、補助金の対象としての給付事業を見直すこと。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	<p>(ア) 互助会の構成員について 互助会条例施行規則（島根県規則第26号）を制定し、条例の目的に支障のない範囲で、知事に承認を得た場合は条例第 2 条に掲げる職員に準ずる者を会員とすることができることとした。</p> <p>(イ) 補助対象者について 前記互助会条例施行規則に、条例第 2 条に掲げる職員以外の会員にかかる経費は補助金の対象とはしないことを明記した。</p> <p>(ア) 補助対象給付事業について リフレッシュ事業助成はH16年度からは補助対象事業からは除いた。宿泊施設利用助成、海外視察旅行助成事業等についてもH17年度に向けて見直しを行っている。</p>

2. (財)ふるさと島根定住財団

(地域政策課・青少年家庭課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 事業展開について

職業安定法が改正になり、平成16年3月1日より無料職業紹介事業を県・団体が行えるようになることを踏まえ、県やハローワークと連携し、U・Iターン者・学生等の就職支援の強化を図られたい。

(イ) 他の団体との連携について

しまね長寿社会振興財団、ふれあい環境財団21等も地域づくり団体への支援事業を実施している。定住対策、高齢者対策、社会貢献活動・環境保全とそれぞれ視点は異なるが、県民の主体的な地域づくりという点で課題は共通しているため、これら3団体間で情報交換を密にし、各々の特色を活かした事業展開を図られたい。

(ア) 事業展開について

平成16年の間に、県による無料職業紹介事業の開始はないことから平成16年度中に財団としてU Iターン者を対象とした無料職業紹介権限を取得し、産業体験者を中心とした職業紹介を行っていく。

(イ) 他の団体との連携について

本財団が行う「地域づくり支援」等について、関連する他財団と積極的に連携しながら事業実施するよう取り組んでいるところである。今後も引き続き連携を図っていくこととしている。

連携の事例(H15)

- ・地域づくりシリーズセミナー開催(産業振興財団、ふれあい環境財団21)
- ・企業支援施策説明会参加(産業振興財団)
- ・NPOフォーラム開催(ふれあい環境財団21)
- ・創業フォローアップセミナー開催(産業振興財団、女性センター)
- ・関係機関連絡会議の開催(地域づくり支援、ボランティア活動支援、創業者支援等)(産業振興財団、ふれあい環境財団21、女性センター等)

3. (財)島根県市町村振興協会(地域政策課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

(ア) 補助金の執行について

島根県市町村振興センター管理運営補助金を島根県市町村総合事務組合へ交付しているが、

(ア) 補助金の執行について

「島根県市町村振興センター運営費等補助金交付要綱」を制定し、平成15年度より、この要綱に基づき交

要綱を定めず執行している。	付手続きを行うこととした。
<p>4. (財)島根ふれあい環境財団21(環境生活総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に関する意見</p> <p>(ア) 他の団体との連携について ふるさと島根定住財団、しまね長寿社会振興財団等も地域づくり団体への支援事業を実施している。定住対策、高齢者対策、環境保全活動、社会貢献活動とそれぞれ視点は異なるが、県民の主体的な地域づくりという点で課題は共通しているため、これら3団体間の情報交換を密にし、各々の特色を活かした事業の展開を図りたい。</p>	<p>(ア) 他の団体との連携について ふるさと島根定住財団などとは、現在、「ボランティア活動支援団体連絡会議」を開催し、事業の情報交換等を行っており、しまね長寿社会振興財団とは助成事業の交付先等について連絡を取り合っているところであるが、今後一層連絡を密にするとともに、連携を図ることとする。</p>
<p>5. (財)島根県並河万里写真財団(文化振興課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に関する意見</p> <p>(ア) 団体のあり方について 団体の今後のあり方については、昨年度の県議会行財政改革調査特別委員会報告等を踏まえ、現在検討が進められているところである。 団体のあり方については、県が文化遺産写真の寄贈を受けた趣旨を踏まえ、団体の寄附行為に定める事業の必要性を再検討した上で、早急に具体的な方針を決定し、それに向け速やかに実行されたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に関する意見</p> <p>(ア) 効率的・効果的な事業展開について 平成12年度から3年間の県から委託を受けた</p>	<p>(ア) 団体のあり方について 県としては、将来にわたり並河写真が保存・活用されるよう配慮する必要があり、統合に向け、財団理事会の承認が得られるよう、現在具体的な検討を行っているところである。</p> <p>(ア) 効率的・効果的な事業展開について 御指摘のように、県から付託された並河写真の有効</p>

写真保存整理事業により、文化遺産写真の3,000枚のプリント作成と23万枚の原版整理が終了し、写真を活用する基盤が整ったところである。今後は、これらの写真のプリントや原版の有効活用に努めることとし、魅力あるテーマによる写真展の企画・開催、情報誌の内容の充実等を図り、また、県民の受益により一層留意しつつ、費用対効果を見極め、採算性にも十分配慮した事業展開を図る必要がある。

活用が図られるよう、県の指導や関係者の意見を参考に、現在事業の見直しを行っているところである。

6. (財)島根県環境管理センター(廃棄物対策課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

(ア) 職員の手当支給について

給与に関する具体的な規程が定められていないため、職員手当は、県の「職員の給与に関する条例」の例によって支給されているが、扶養手当の支給に当たり、県条例では支給対象とならない姻族に対し、誤って支給されている。

(ア) 職員の手当支給について

県の「職員の給与に関する条例」の「扶養手当認定要綱」においては、扶養親族が重度の心身障害者であり、終身労働に服することが出来ず、主として職員の扶養を受けていて、被扶養者の生計を職員が主体となって賄っている場合は、姻族であっても扶養手当を支給することができることとなっている。

これに基づき、次の関係書類(重度心身障害者手帳の写し、住民票、重度心身障害者の所得に関する証明書、終身労務に服し得ない程度の重度障害者であることを証明する医者診断書、扶養に関する申立書)を確認した上で支給している。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 今後の営業戦略について

自らの収益により長期借入金が返済できる自立的団体として発展するために役員、職員が一体となり、収益を向上させるための最大限の営業努力をする必要がある。

営業活動においては、いかにして広域から新たな顧客を開拓するかが重要なポイントであり、そのため県、市町村、関係業界と密接な連携を図り、産業廃棄物に関する情報を的確に把握できる体制を整備する等効率的営業活動を展開するための戦略を検討されたい。

(ア) 今後の営業戦略について

- a 役職員一体となり、会社訪問等の営業活動を強化した。
- b 市町村等への紹介活動及び情報収集活動の実施
- c マスメディアの利用(広告等)・ダイレクトメールによる周知活動、ホームページによる利用促進等積極的営業活動の実施
- d 一般廃棄物の市町村等からの受け入れ(委託処理)

(イ) 企業会計的手法の導入について

(イ) 企業会計的手法の導入について

事業収入により運営することを基本とする団体であるので、経営分析や経営計画の検討に当たっては、企業会計的手法も取り入れるべきである。例えば、参考数値として損益計算書を作成し、企業であるならばどのような損益となっているかを数字で確認することも有効である。このことにより、役員も職員も経営状況の厳しさを実感することができると思われるので検討されたい。

- a これまでの「収支計算書」のみでは収益性の判断が困難であること、センターは収益事業であることから、収益性見通し、損益分岐収入額、経営分析・改善等に必要不可欠な「損益計算書」を作成し、運営改善に努力している。
- b 平成15年度後期から、「損益計算書」を職員や役員会等に説明し、認識を高めている。
- c 同時に、業務実績を毎月及び四半期毎に分析し、進行管理を行っている。

7. (補みずうみ (健康福祉総務課))

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

8. (財)島根県環境保健公社 (医療対策課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

(ア) 補助金の支出について

成人病予防センター施設整備費補助金について、補助金交付要綱が年度末の平成15年3月24日に一部改正され、また、翌年度になって年度末の日付で補助金の交付決定がされ、この補助金の支出負担行為のさかのぼり処理が行われている。

(ア) 補助金の支出について

成人病予防センター施設整備費補助金については、利用者に極力不便を来さないよう、事業の実施時期(工期)を年度後半に設定しなければならず、しかも執行直前にならなければ事業費が算出できない施工箇所の事情もあり、交付申請の時期が遅れる結果となった。

設備整備費補助金については、医療機器の購入に当たり、当初予定と同一価格帯で、より機能が向上した機器の導入を目指し、メーカーの生産動向等を注視し続けた結果、交付申請の期限を経過してしまうこととなった。

このため、補助事業者に対しては、事業の速やかな実施により利用者への事業効果の早期提供が優先されるよう、交付要綱の厳守徹底を求めている。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 成人病予防センターのあり方について

成人病予防センターは、施設の老朽化、狭隘化が進んでおり、今後抜本的な整備が必要であることから、県西部医療提供体制整備計画に基づき、県西部地域において同センター等が担う

(ア) 成人病予防センターのあり方について

検診及び地域で不足している分野も含めた医療の機能整備は、以前から移転新築が検討されている国立病院機構浜田医療センターの整備のなかで、一体的に推進していくことが最も効率的であると考えられてお

べき機能について、疾病予防機能等検討委員会で検討されている。ついては、同センターのあり方について、早急に検討し整備していく必要がある。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

り、成人病予防センターについても、この方策の中で引き続き検討していくこととしている。

9. (社)島根県医師会(健康推進課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

(ア) 補助金の交付について

県単独公費負担医療実施医療機関事務費補助金交付要綱で「乳幼児等医療費及び福祉医療費の請求事務に要する経費に対し助成する」と定めているにもかかわらず、団体ではこの補助金を医学会・研修会費、医学雑誌発行費等に充てるとともに、一部を郡市医師会へ活動費、事務費補助金として交付している。

県として、このような内容の用途に対して容認し、補助金の交付決定及び確定を行っている。

2 団体

ア 改善等を要する事項

(ア) 補助金の用途について

県単独公費負担医療実施医療機関事務費補助金交付要綱では、「乳幼児等医療費及び福祉医療費の請求事務に要する経費に対し助成する」とされているにもかかわらず、団体ではこの補助金を医学会・研修会費、医学雑誌発行費等に充てるとともに、一部を郡市医師会へ活動費、事務費補助金として交付している。

(イ) 補助金の執行について

県単独公費負担医療実施医療機関事務費補助金の一部を、団体の補助金として郡市医師会に交付するにあたり、補助金交付要綱を定めず執行している。

(ウ) 会計処理規程の整備について

公益法人会計基準に基づき会計処理規程を整備する必要があるが、会計処理規程が整備され

(ア) 補助金の交付について

平成16年4月1日より補助金交付要綱を「県単独公費負担医療実施医療機関事務費補助金交付要綱」から「島根県医療費公費負担制度推進費補助金交付要綱」に改正し、補助対象として医療の向上及び県医療費公費負担制度についての広報、研修会及び会議等に要する経費並びに郡市医師会におけるそれら経費を県医師会から郡市医師会へ補助金として交付する経費を規定し、用途を明確化した。

(ア) 補助金の用途について

県において、「県単独公費負担医療実施医療機関事務費補助金交付要綱」が「島根県医療費公費負担制度推進費補助金交付要綱」と改正され、医療の向上及び県医療費公費負担制度についての広報、研修会等に要する経費が補助金の交付対象として規定され用途が明確化された。

また、県医師会から郡市医師会に対する補助も交付対象として規定された。

なお、本会においては、平成16年度より本補助金の一部の郡市医師会への交付は廃止する。

(イ) 補助金の執行について

前項のとおり、郡市医師会への補助金の一部の交付は廃止するため、補助金交付要綱は定めない。

(ウ) 会計処理規程の整備について

平成16年度中に会計処理規程を整備するよう検討中である。

ていない。

10. 財しまね長寿社会振興財団（高齢者福祉課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 健康長寿しまね推進事業について

健康長寿しまね推進事業は、県が実施する事業と財団が実施する民間主導の事業からなっている。

財団の実施する事業は県全体を対象とした事業と各健康福祉センターごとに実施する圏域事業で構成されている。

県全体を対象とした事業は、財団自らが健康づくりに対する県民意識の醸成・啓発に重点を置き、事業を展開している。

一方、圏域では、圏域健康長寿しまね推進会議を設置し、事業展開を行うこととしているが、事業の実施主体となりうる財団のような民間の受け皿がないため、実質、健康福祉センターが受け皿的機能を果たし、県職員が圏域の事業実施主体となり、財団から受けている助成金の現金管理も行っているのが現状である。

このような圏域での事業の実施状況をみると、この事業の特色である民間主導の理念が活かされておらず、助成金の執行に関しても、県補助金であれば補助金等交付規則に基づき、また、県の予算であれば会計規則等に基づき県の管理監督が及ぶが、この助成金は財団の基金を取り崩して交付されているため、県の管理監督の目が行き届かず、不透明な執行状況にある。

については、県、財団、圏域の推進会議それぞれの役割を整理し、この事業の根幹をなす民間主導の考え方が、事業全体の実施に活かされるよう、事業の受け皿となる民間組織等の育成を図りつつ、圏域の推進会議に対する助成及びその執行方法のあり方について検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

(ア) 旅費の調整について

(ア) 健康長寿しまね推進事業について

健康長寿しまね推進事業は、県・圏域・財団のそれぞれの役割のもとに連携した推進を図ることにより、県内各地で住民の健康意識の向上や活動の輪の広がりとなってきている。

圏域の推進会議については、これまでの成果を踏まえ、県と財団の圏域事業への関わり方を検討したところ、民間組織の積極的な参加・協力は不可欠であるものの、民間が主体となって事業展開することは困難な面があると考え、今後は、県事業として簡素な体制の元で、引き続き民間組織等の育成を図りながら、また関係機関、団体の参加、協力を得ながら、地域の活動を積み上げて実施していく方向で検討する。

(ア) 旅費の調整について

旅費については県の例によるとされているが、平成14年度に「シマネスクくにびき学園」で開講された講座講師の費用弁償については、昼食を提供しているにもかかわらず旅費の調整がなされていなかった。

平成16年4月に日当支給に関し、県の取扱いが変更されたことにより昼食の提供は可能となったが、食事に係る経費については自費によるものが適当と考える。指摘のあった事柄について、平成16年度以降くにびき学園講師の昼食は斡旋の形態とし、講師本人から徴収している。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 今後の事業展開について

民間団体の自主的な高齢者福祉、保健活動を支援することを目的に平成3年に創設されたしまね長寿社会振興基金は、運用益が減少する中、これまで5億9千万円が取り崩され、現在22億8千万円となっている。将来的に基金が涸渇することは当然予想されるので、事業に関するニーズ、実績等を見極めながら県・市町村と役割分担を図り、事業の重点化を図りたい。

(ア) 今後の事業展開について

しまね長寿社会振興基金事業の執行については、県と協議を行いすすめている。健康生きがいづくり助成事業は、基金の創設の趣旨から今後ともすすめる内容であり、また健康長寿しまね推進事業については、平成12年度に「健康長寿日本一」を目指す施策の推進が決定され、その出捐の際、用途が明定されているので、この事業期間である平成21年度までは、事業を推進すべきと考える。

(イ) 他の団体との連携について

ふるさと島根定住財団、ふれあい環境財団21等も地域づくり団体への支援事業を実施している。定住対策、高齢者対策、社会貢献活動・環境保全とそれぞれ視点は異なるが、県民の主体的な地域づくりという点で課題は共通しているため、これら3団体間で情報交換を密にし、各々の特色を活かした事業展開を図りたい。

(イ) 他の団体との連携について

地域における社会活動に対し助成を行っている「しまね生涯現役チャレンジ事業」については、ふれあい環境財団21等において行われている助成対象事業と交差するものに関し、情報交換を行っている。

11. (財)島根県障害者スポーツ協会（障害者福祉課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

(ア) 嘱託取扱要領について

「財団法人島根県障害者スポーツ協会非常勤嘱託取扱要領」において「報酬は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの額は別に定めるものとする。」とされているが、額が定められていない。

(ア) 嘱託取扱要領について

非常勤嘱託取扱要領の内規で「基本報酬及び通勤手当相当分報酬の額は、県に準ずる。」と定めた。

(イ) 嘱託職員の通勤手当について

嘱託職員の報酬に関する具体的な規程がないため、嘱託職員の通勤手当は、県の「臨時的職員等に対する通勤手当相当分の賃金等支給要領」により算定されている。ところが、同要領

(イ) 嘱託職員の通勤手当について

「島根県総務部人事課の臨時的職員及び非常勤嘱託の取扱いについて」に基づき、支給の是正を行い、過払分の返納については平成15年11月27日に採用嘱託職員から納付があった。

によれば「所属長が指定した勤務日に応じた通勤所要回数」に基づいて算出した金額を支給すべきであるが、月16日勤務の嘱託職員に対し、誤って21日分(全額)の通勤手当を支給している。

(ウ) 廃棄物処理委託契約書について

「財団法人島根県障害者スポーツ協会会計規程」において、「契約は島根県の関係条例又は規則の規程に準じて行うものとする」とされているが、廃棄物処理委託について契約書が作成されていない。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 団体自らが企画する事業の充実について

現在、団体の事業は、収入の90%弱が県からの委託料であることからわかるように、県事業の受け皿的性格が強い。

しかし、団体の設立目的からすれば団体独自の企画による事業展開が期待されているので、今後は、自主事業を充実して本来の設立目的が達成されるよう検討されたい。

(ウ) 廃棄物処理委託契約書について

平成15年4月1日付けで一般事業系廃棄物処理委託契約書を交わした。

(ア) 団体自らが企画する事業の充実について

現在団体の事業は、委託料による事業と自主財源による二事業を実施している所であるが、後者においては、障害者の健康の増進、自立意欲の向上を図りもって社会参加を促進し、障害者福祉の向上に資すべき事業を展開している。その要として県下各地域に地区障害者スポーツ協会の設立を重要事項に掲げ、立ち上げについて県下の未設立障害者福祉団体には設立要請を継続している。地域福祉の中で地区障害者スポーツ協会の存在は、障害者スポーツの振興にとって重要・優先事項と認識して貰い、その設立によって団体の企画する事業は、今後一層充実するものと思料している。

12. (社)島根県畜産振興協会(畜産振興課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 団体統合による成果の実現について

平成14年4月1日に、(社)畜産会及び(社)家畜畜産物衛生指導協会が(社)肉用牛価格安定基金協会に統合され、新たに(社)島根県畜産振興協会が設立された。統合後2年に満たない時点において、統合の成果はただちには表れてはいないが、事業に関する情報の共有化等効率的業務執行ができる基盤が整備されたので、

(ア) 団体統合による成果の実現について

- a 平成16年4月1日付けで旧3団体間の人事異動を実施(統合後初めて)しました。
- b 経理部門を集約し、共通化しました。(平成16年8月末)
- c コピー機、ファックス機を集約し、横断的な利用としました。(平成16年8月末)
 コピー機 3台 2台

今後、組織の横断的見直し、縦割りになっている事業の統合化などに積極的に取り組み、組織統合の成果を具体的な形で示し、類似団体統合のモデルケースとなるよう更なる努力をされたい。

ファックス機 2台 1台
 d 上部(全国)団体が統合されていないため、制約もありますが、今後も可能なものから逐次実施し統合の成果の実現に努めます。

13. (社)島根県林業公社(林業課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 公社への財政的援助に対する対応について
 団体に対し多額にのぼる財政的援助を行っている状況があるので、次の点について検討されたい。

a 平成14年度における団体の試算によれば平成100年代初頭までの間に600億円を上回る累積損が発生することが予測されている。

この団体の見通しどおりになれば、団体に対し貸付けや損失補償を行っている県は、莫大な補てんをせざるを得なくなるおそれがある。ついては、団体に対する業務・経営全般にわたり指導を強力に行う必要がある。

b 森林は国の貴重な財産でもあり、国において分収林特別措置法が制定され、分収林事業が推進されてきたところである。このため、県のみにも過大な負担が生じないよう、関係する公共団体と一体となって、国が分収林事業に対し抜本的財政支援策を講ずるよう強力に働きかけを行うべきである。

c 現在、県から団体への貸付けは、「島根県林業公社事業資金貸付要綱」に基づき実施されている。平成10年3月に従前の「島根県林業開発促進資金規則」から前記要綱に変更されたため、貸付利率、償還期間等貸付条件が変更されても公表されていない。

したがって、貸付資金の無利子化等の実質的に県の負担が増えるような条件変更を行った場合は、分収林事業が抱えている問題の大きさを考慮し、インターネットの利用等県民への情報提供に心がけるべきである。

(ア) 公社への財政的援助に対する対応について

a 従来、「業務課長」として派遣していた職員のあり方を見直し、H16年度からは法人全体の企画部門である「総務企画課長」に派遣し、指導監督を強化すると共に、「経営改善策の推進」を図ることとした。

本年6月に策定した「島根県林業公社経営計画(H16~H25)」の前半期(H16~H20年度)を経営改善策の緊急的取組期間として位置づけ、指導を強化する。

b H16年度の重点要望活動として「林業公社の経営安定化に対する支援について」要望を行った。

また、全国の関係都府県で組織する「森林整備法人全国協議会」および「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」の2団体を通じて、本年7月に、「平成17年度概算要求に向けた政策提言」を実施する予定。

c 県(林業課)のHPにおいて、公社への支援施策の掲載について検討すると共に、林業公社に対する県民理解の醸成と開かれた公社経営を図るため、林業公社HPの修正を指導する。

また、団体への貸付けに当たっては、団体から分収林事業の長期的事業計画など必要な経営関係資料の提出を求めるとともに、一定の審査基準の下に慎重な審査を行い貸付けの是非を決定すべきであると思われるので、添付書類のあり方、審査基準の策定等を検討する必要がある。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 経営改善対策について

団体が実施している分収林事業は、木材需要の低迷、輸入材の増加等により、極めて憂慮すべき状況にある。

したがって、特に次の事項を十分検討の上、役職員が一丸となって経営改善対策等に強力に取り組まれない。

a 団体の役職員には、林業の技術的専門家は多いが、木材の販売や木材事業経営に関する専門家は少ない。団体の事業は、分収林収入を得ることが前提となっているため、木材の販売に精通し、木材の需要及び市場動向も読める人材を民間から招致する等、バランスのとれた経営管理体制をつくる必要がある。

平成16年6月、(社)島根県林業公社において「島根県林業公社計画(H16～H25)」が策定されており、県資金の貸付審査に当たっては、この計画書の内容と経営改善の進捗状況を検討しながら是非を決定する。

(ア) 経営改善対策について

a 昭和40年に始まった公社事業は、現在、新植や保育等を中心とした森林造成業務から、利用間伐をはじめとする木材販売業務への移行を進めていく段階にあり、組織体制や経営の合理化が求められています。

このため、公社では平成16年4月1日に組織の見直しを行い、総戦力化と迅速な意志決定が図られる体制を構築するためフラット化・グループ化を導入したところです。

木材販売に精通した民間人の招致については、その必要性は十分認識していますが、適した人材の発掘に苦慮しており、できるだけ早期に招致できるよう取り組みを継続していきます。

当面、平成16年度から本格的な利用間伐に取り組んでいくことから、民間事業体の技術者を講師に招いて、利用間伐の現地研修や山林経営に関する指導を受けながら、職員の資質向上に取り組むこととしています。

また、平成16年4月に策定した島根県林業公社経営計画書においても、木材販売業務への移行に対応した役職員体制の整備について記載しており、早い時期での体制づくりに努めていきたいと考えています。

b 団体が策定を予定している「林業公社経営改善計画」においては、今後における木材の需要、価格の動向等林業を取り巻く環境の推移、見通し等を十分に検討し計画に盛り込むことが必要である。

このことは、特に事業計画の変更において、伐期の延長等将来予測と密接不可分な要素を織り込む場合は、必須条件であると認識すべきである。

また、県から受ける貸付金について無利子化を求める場合は、県及び県民に負担を求める理由を詳しく説明する必要がある。

更に、改善計画は、国や県に依存するもののみではなく、事業主体である団体自らの努力により収益を上げる方策を重視すべきであり、独自の取り組みを行っている先進地や関係団体と連携した販売促進策はもとより、県の木材需要の掘り起こし、木材需要の創出につながる施策の検討にも力を注ぐべきである。

b 今後における林業を取り巻く環境の推移、見通し等十分に検討し計画書に盛り込むことにつきましては、経営計画書の「長期経営収支見込み」に、地球的規模・国・県レベルにおける状況を踏まえて掲載したとおりです。

しかし、木材需給の動向については国においても短期の見通ししか公表されていないため、常にアンテナを広げて需給や価格の動向に関する情報収集に努めることとしております。

また、公社においては木材価格の長期低迷が続いている現状等を踏まえ、伐期を50年から80年に延長する契約変更を進めており、公社事業は長期にわたることとなりました。

経営計画書の中では「公社経営会議」(仮称)を設置して、定期的な経営状況の点検を徹底するとともに、2年ごとに収支見込みや経営改善効果の試算を行い、必要に応じて計画の見直しをすることとしております。

経営計画書における長期収支の見込みは、計画書に盛り込んだ財務改善対策を実施してもなお、マイナス292億円という額が試算されており、今後も公社の自助努力のみで解決することは困難な状況にあります。

このため、公社事業の財務内容をはじめとして、県民生活に深く関わっている森林の重要性、その森林の造成管理や中山間地域における雇用の場の確保などを担っている公的な機関としての林業公社の役割について、ホームページ等を通じて広く県民に情報提供をしていくこととしています。

収入を上げる方策については、長伐期施業への移行に伴い、当面主伐は計画しないことから、利用間伐による木材販売に積極的に取り組むこととし、平成16年度から毎年度約100ヘクタールの利用間伐を実行して木材販売収入を上げていくこととしております。間伐方法についても生産コストの軽減を図るため列状間伐を主体とし、間伐率もこれまでの20%程度から30%以上に上げて効率的な間伐に取り組む計画としています。

また、木材販売や需要の掘り起こし等については、平成16年4月に県が策定した「木質資源活用維新計画」に沿って、県並びに民間事業者と連携を深めながら取り組んでいきたいと考えています。

c 団体は、事業収入により運営することを基本とする団体であるので、企業会計的手法も取り入れた厳しい経営分析を行うべきである。例えば、損益計算書を作成し、企業体としてみればどのような損益となっているのか等を数字で確認することを通し、役職員が団体の置かれている状況の厳しさを確認することも重要である

d 分収林事業は、団体、市町村、土地所有者の三者の契約に基づき実施されている事業であり、また上記のとおり事業、経営上共に問題を抱え、県からの財政的援助も多額にのぼっている。

このため、経営状況や事業実施状況等について、インターネットその他の手段により定期的に、わかりやすく情報提供し、土地所有

特に、松江と浜田にある合板会社においては近年針葉樹合板に国産のスギを使用しており、森林組合をはじめとする民間事業者と連携してその供給体制の構築に向けて検討していきたいと考えています。

また、県産材の中国輸出につきましても、平成16年2月、浜田港からの初出荷の際、公社造林地の間伐材が100m³含めて出荷されました。輸出される木材は曲がり材などを含むB級材が主体であるため、公社造林地における間伐材の大口需要先として関係機関と連携を取りながら前向きに検討していきたいと考えています。

c 公社における事業収入は造林木の伐採によって得られる木材販売収益であります。現時点では、公社の造林木はまだ成長過程にあり伐採収入は見込めない状況にあります。

このため、事業に要する経費は補助金並びに農林漁業金融公庫と県からの貸付金で賄われており、事業が始まった昭和40年からの総投資額は約740億円で、約24,000ヘクタールの人工造林を造成してきました。

また、長期にわたって低迷を続けている現在の木材価格で将来収支の試算をすると、約643億円の収支不足が予測される状況となっております。公社では島根県林業公社経営計画を策定して、この不足額を292億円に削減する目標値を掲げ、徹底した財務改善に役職員一丸となって不退転の決意で取り組んでいくこととしています。

公社の会計処理につきましては、国・県から公益法人会計基準によって実施するよう指導を受けているところですが、少しでも会計の透明性を高めるため、決算報告書においてはその付属資料として「森林繰り入れ計算書」を作成し、年間の費用の部と収益の部を計上し、企業会計の損益計算書に準じた処理を取り入れているところです。

d 国においては公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の申し合わせによりインターネットによる公益法人のディスクロージャー（透明性）について早急に措置することが決められ、平成13年8月30日付けで総務省より各都道府県へ、所管公益法人に対しても所用の措置を講じるよう要請があったところです。

これを受けて、当公社では平成14年9月に新たに

者や一般県民の理解を得る努力をする必要がある。

ホームページを開設し、指導監督基準に定められた10項目について公開してるところです。

しかし、この内容は数字と文字による表現が殆どで一般県民等に対しては馴染みにくいホームページとなっているのが実態です。

また、平成16年4月に策定した島根県林業公社経営計画書においても、県民理解の醸成を図っていくために、見やすく分かりやすいホームページによる情報提供に取り組むこととしています。

このような状況を踏まえ、現在のホームページを分かりやすく、親しまれやすい内容に変更していくため、航空写真や森林GIS(地図情報)などを活用したホームページの更新について検討を進めており、今年秋までに完成させることとしております。

また、今後の取り組みとして、森林所有者への情報提供を目的とした「公社だより」(仮称)の発行についても検討をしていきたいと考えています。このことは、約7,000人に及ぶ分収契約者である森林所有者の現状把握にもつながる取り組みとしても有効な手法の一つと考えられますが、その具体的な手法については費用対効果を踏まえて十分な検討が必要であると考えています。

14. 島根県漁業信用基金協会(水産課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 経営の改善について

中小漁業者の倒産、廃業等に伴い団体が中小漁業者に代わって行った代位弁済の求償権残高がかさみ17億6千万円余となり、経営上の損失が続いているので、債権回収に努めるとともに、業務の効率化等により経営の改善を図られたい。

(ア) 経営の改善について

平成16年3月8日開催の理事会において、経営改善計画検討委員会を設置する議案を承認可決しました。

第1回の検討委員会は6月22日に開催致しております。

15. (財)しまね産業振興財団(産業振興課・企業立地課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

<p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>(ア) 財産目録について 16会計個別の財産目録は作成されているが、団体全体の財産目録が作成されていない。</p> <p>(イ) 会計帳簿について しまね産業財団財務規程第42条(帳簿の種類)に規定する財産台帳、有価証券台帳、貸与設備台帳、リース先台帳、設備資金貸付台帳、現金出納簿等未整備なものがあった。</p> <p>イ 運営の合理化に関する意見</p> <p>(ア) 事業管理体制の合理化について この団体は、島根県中小企業振興公社としまね技術振興協会が統合し設立されたが、現在、事業は16会計66事業と細分化され、複雑多岐にわたっているため、事業を体系的に整理統合されたい。 また、会計事務は、現在団体各課で執行されているが、一元管理し、事務の効率化を図られたい。</p>	<p>(ア) 財産目録について 作成済み</p> <p>(イ) 会計帳簿について 財産台帳...作成済み 有価証券台帳...作成済み 貸与設備台帳...データで保管 リース設備台帳...データで保管 設備資金貸付台帳...データで保管 現金出納簿...作成済み</p> <p>(ア) 事業管理体制の合理化について 会計見直し、16年度16会計を7会計に整理統合</p>
<p>16. 島根県信用保証協会(経営支援課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	
<p>17. 島根県中小企業団体中央会(経営支援課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	

18. 松江商工会議所(中小企業相談所)(経営支援課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 経営改善普及事業について

小規模事業者に対する経営改善普及事業については、労務問題、記帳指導、融資斡旋、経営相談等にとどまらず、産業技術の高度化、情報化の進展等経営環境の急激な変化に対応した技術開発支援、IT経営支援、事業転換等の指導を強化されたい。

(ア) 経営改善普及事業について

技術開発の支援対策への取組みとして、ものづくり産業の振興を図るため、行政、当所、地元企業が一体となった「松江市ものづくり産業振興プロジェクト会議」を立上げ、2ヶ月に1回程度の研究会を実施します。これにより、製造業者が特定のテーマに沿って具体的に製品化に取り組む事が出来る環境整備に努めるとともに、島根県及び本年度から設置された松江市産業プロデューサー等と連携し、地元企業への助言、提案を行います。

また、産業技術の高度化に対応するため、島根大学、松江工業高等専門学校、島根県との連携を図りながら、新産業創出のための支援に努める一方、企業の活性化に資するため、職種を問わず参加者間の情報交換の場として「談話クラブ6:00」を定期的で開催します。

さらに、IT経営支援として、インターネットの活用によるビジネスチャンスの拡大を図るため、電子商取引セミナーを開催します。

事業転換については、第二創業塾の開催や、松江中小企業支援センターと一体となり、新規創業や経営革新に取り組む事業所を育成、支援していきます。

19. 出雲空港ターミナルビル(株)

20. 石見空港ターミナルビル(株)

21. 隠岐空港ターミナルビル(株)(港湾空港課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

22. 島根県職業能力開発協会（労働政策課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

23. (財)島根県建築住宅センター（建築住宅課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

(ア) 旅費規程について

旅費についての規程が定められていない。

(ア) 旅費規程について

旅費についての規程が定められていなかったため、これを作成し、平成16年5月14日開催の理事会において承認されたので、議決の日から施行をしています。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 「特殊建築物定期報告調査」への取り組みについて

団体の主要事業である「特殊建築物定期報告調査」は、不特定多数の者が利用する旅館・ホテル、雑居ビル等特殊建築物の建築災害を未然に防止し、県民生活の安全確保を図るために行う公益性の高い事業であり、また、団体の主要な財源ともなっている。

業務の状況を見ると、旅館・ホテル等報告率の低い建築物があるので、特定行政庁である県、松江市及び出雲市と一層の連携を図り、普及啓発活動を強力に推進されたい。

(ア) 「特殊建築物定期報告調査」への取り組みについて

従来からホテル・旅館等の定期調査報告率が低いことについて、特定行政庁（島根県・松江市・出雲市）等と連携をして、報告率の向上に努めています。

最近の経済状況により報告率が下がる傾向ではありますが、今後も島根県旅館環境衛生同業組合等に特殊建築物の定期報告制度の重要性を認識していただき、知事に報告するよう指導して、報告率の向上に務めることといたします。

24. (財)島根県警察職員互助会（警察本部会計課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

(ア) 互助会の構成員について

「職員の互助会に関する条例」第2条に規定する職員のほかに共済組合及び互助会の職員が含まれているので是正すること。

(ア) 互助会の構成員について

互助会条例施行細則（県警察訓令第18号）を制定し、条例の目的に支障のない範囲で、警察本部長の承認を得た場合は条例第2条に掲げる職員に準ずる者を互助会の会員とすることができることとした。

(イ) 補助対象者について

(イ) 補助対象者について

「職員の互助会に関する条例」第2条に規定する職員以外の共済組合及び互助会の職員に対しても、補助金の対象になっているので見直すこと。

イ 運営の合理化に関する意見

(ア) 補助対象事業について

社会情勢の変化に伴い、売店の光熱水費、永年勤続夫婦旅行助成、リフレッシュ休暇助成、カフェテリアプラン等について補助金の対象としての給付を見直すこと。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

前記互助会条例施行細則に、条例第2条職員以外の会員に係る経費は補助金の対象とはしないこととした。

(ア) 補助対象事業について

永年勤続夫婦旅行助成及びリフレッシュ休暇助成は補助金の対象外とし、補助対象であるカフェテリアプランについては眼鏡購入助成等をメニューから削除するなど給付内容を見直した。

なお、売店の光熱水費は、平成15年度から補助対象事業外としている。